

内閣参質一八九第二四六号

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員西村まさみ君提出保険医療機関等の指導に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これまでも国会で度々取り上げられてきた指導の問題」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「保険医療機関（歯科）に係る診療報酬明細書の一件当たりの平均点数」については、御指摘の「社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度」のいずれかを問わず、保険医療機関における一定期間の診療報酬明細書を基に算出することとしている。

三について

お尋ねについては、一般的に、厚生労働省の医療指導監査担当官二名ないし四名、地方厚生局（地方厚生支局を含む。）の指導医療官又は保険指導医一名及び事務官四名並びに都道府県の歯系吏員一名及び事務吏員二名としている。

四について

お尋ねの「個々の指導医療官の臨床経験」については、個人に関する情報であるため、お答えは差し控えたいが、指導医療官に必要な資質の一つであると認識しており、指導医療官の着任後は、定期的に指導監査に係る事例研究を行うなど、指導医療官の資質向上を図るための研修を行っているところである。